

政務活動調査研究報告書

I. 調査研究地

- 1. 真狩町 (後志管内) : 平成 30 年 11 月 27 日(火)
- 2. 仁木町 (後志管内) : 平成 30 年 11 月 28 日(水)

II. 調査研究内容

- 1. 真狩町議会 (後志管内)

「村立高校の経営について」

<視察説明者>

- ・ 真狩村議会 議長 板敷伊佐夫
- ・ // 教育委員会 教育長 藤澤 祐二
- ・ // // 次長 西田 恵治
- ・ // 高等学校 事務係長 萬年 博文
- ・ // 議会 事務局長 森 妙子

- 2. 仁木町

「議選監査委員制度の廃止について」

<視察説明者>

- ・ 仁木町議会 議長 横関 一雄
- ・ // 議会活性化特別委員会(副議長) 上村智恵子
- ・ // 議会活性化特別委員会 佐藤秀教、住吉英子、野崎明廣、宮本幹夫(監査委員)、林正一
- ・ // 議会事務局長 浜野 崇
- ・ // // 議事係 干場 雅矢

III. 調査研究成果

- 1. 真狩町(後志管内) : 「村立高校の経営について」

- ① 生徒・職員数 (村外出身)

学年 \ コース	有機農業科コース	野菜製菓コース	計	職員数	主な出身地(村外)
1	()	()	42 (36)	23	札幌市
2	18 (10)	8 (6)	26 (16)		札幌市
3	14 (12)	15 (11)	29 (23)		札幌市
4 (定時制)	()	()	1 (0)		
計	32 (22)	23 (17)	98 (75)		

- ② 学校経営について

イ. 実質収支決算状況 (27~29 年度まで 3 年間 : 村の実質負担) 別添①

ロ. 教育委員会の対応 (教委との調整・生涯学習との連動等)

⇒ 開放講座 (多肉植物体験・お菓子作り・英会話)

ハ. 小・中学校との連携

⇒小学校：大豆学習 ・中学校：製菓交流

二.生徒募集の手法

⇒近隣中学校・札幌圏中学校への学校説明会、体験入学

ホ.生徒の家庭への対応（村内・村外）

ヘ.耕心寮(寄宿舎)について（建設・運営）

⇒A棟(女子)：昭和 61 年建設、B棟(男子)：平成 3 年建設

・管理、給食調理業務は委託

→ 29 年度決算 11,470 千円：管理人夫婦、調理員 2 名、計 4 名（食材別）

ト.取得資格の状況 別添②

チ.教職員の働き方改善の取組

⇒学校閉庁日の設定：8/15 前後の 3 日間、年末年始 12/29～1/5)

リ.特徴的な取組（授業、生徒指導、教職員研修、専門家招聘等）

⇒La・Mikka（道の駅での販売）、小中高連携授業等

③.助成制度について

イ.入学の際（奨励金・準備金等）

⇒ なし

ロ.入学後（授業料減免・通学費・資格試験受験料等） 別添③・④

ハ.就学融資制度（給付型等）の活用状況

⇒北海道公立学校等奨学給付金申請者数（32 名）

都府県における申請者数（1 名）

・町単独の奨学給付金制度は実施していない。（融資制度もない。）

④.その他

イ.卒業生の定住対策は

⇒地元企業への紹介

ロ.地域住民との係わり（サポート・ボランティア・イベント等）

⇒独居老人住居周辺除雪ボランティア、産業まつり参加、野菜苗販売会、製菓販売会等、卒業生が多く同窓会のバックアップ体制が整っている

別添① 過去 3 ケ年の教育費(高等学校費決算額)

項目	財 源 内 訳				計(円)	
	国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源		
29	10.教育費				224,728,287	
	4.高等学校費	2,228,500		23,121,872	50,760,781	76,111,153
	1.学校管理費	2,228,500		550,800	25,406,843	28,186,143
	2.維持修繕費				1,711,688	1,711,688
	3.実験実習費			5,099,905	11,023,540	16,123,445
	4.寄宿舎費			17,471,167	12,618,710	30,089,877
28	10.教育費				235,131,853	
	4.高等学校費	3,562,900		26,403,910	44,157,994	74,124,804

	1.学校管理費	2,762,900		225,000	24,400,613	27,388,513
	2.維持修繕費				1,190,427	1,190,427
	3.実験実習費	800,000		5,368,977	9,473,474	15,642,451
	4.寄宿舎費			20,809,933	9,093,480	29,903,413
27	10.教育費					232,606,515
	4.高等学校費	2,948,668	3,300,000	28,495,078	42,182,629	76,926,375
	1.学校管理費	2,948,668		300,000	24,109,959	27,358,627
	2.維持修繕費				1,715,435	1,715,435
	3.実験実習費			5,045,600	11,341,284	16,386,884
	4.寄宿舎費		3,300,000	23,149,478	5,015,951	31,465,429

*交付税算入額は、2～3千万円

別添② 平成 29 年度生徒の資格取得状況

資格の種類	級位	1年	2年	3年	4年	合計(人)
日本語ワープロ検定	準2級	2	4	3		9
	3級	17				17
日検表計算	3級		2	3		5
全経簿記能力検定	3級		1	1		2
	基礎	1				1
危険物取扱者	丙種	13				13
日本漢字能力検定	3級			3		3
ガス溶接				16		16
アーク溶接						
農業技術検定	3級		22			22
英語検定	準2級		1	1		2
	3級		4			4
普通救命講習1			29			29
小型車両				4		4
製菓衛生師				10		10

別添③ 教育活動に対する支援 (H30 予算)

項目	内容	H30 予算額
教育研究事業補助金	・教員研修会参加経費	350 千円
生徒募集対策事業補助金	・学校説明会、中学校訪問等の実施経費	410 千円
進路指導対策補助金	・企業訪問、進路相談等経費	136 千円
生徒指導対策補助金	・家庭訪問に係る経費	100 千円
高体連等大会参加引率事業補助金	・各種大会参加の引率に係る経費	180 千円
製菓衛生師受験資格取得補助金	・教員に対する製菓衛生師通信課程受講経費 (1/2)	75 千円
第4学年海外派遣事業補助金	○海外研修 (ニュージーランド：半年間)	790 千円

	・事前研修費、渡航費、滞在費等 (10/10)	
海外農業研修事業補助金	・見学旅行を兼ねた農業研修事業への助成 (1/3)	1,394 千円
学習指導事業補助金	○資格・検定試験等への助成 ・製菓衛生師試験費用 (10/10：3年生) ・日本農業技術検定3級 (1/2：2年生) ・ワープロ検定3級 (1/2：1年生) ・簿記検定4級 (1/2：1年生) ・丙種危険物取扱者 (1/2：1年生) ・英語検定3級以上 (10/10：希望者) ・食品衛生責任者 (1/2：希望者)	529 千円
各種大会等参加費用の助成	・農業クラブ大会参加費 ・部活動、定体連大会参加費	792 千円

別添④ 通学者・保護者への負担軽減支援

項目	内容	H30 予算額
管内生徒通学費補助事業補助金	通学定期の 1/2	812 千円
寮生閉寮時交通費補助事業補助金	寄宿舍送迎バス経費の 1/2：保護者負担が 60 千円をこえる場合は、6 万円を超える分も助成	3,937 千円

* 高校～京極間スクールバスの運行

- ・民間路線バスが通行していない路線でスクールバスを運行する。(送迎各 1 便)
- ・保護者負担は求めない。

2. 仁木町(後志管内)：「議選監査委員制度の廃止について」

①. 現行監査制度について

イ. 監査事務局の担当は (議会事務局 or 町長部局)

⇒議会事務局が事務を兼務している。

ロ. 議選監査委員の任期は

⇒任期 4 年間 (平成 27 年 8 月 10 日～平成 31 年 8 月 9 日)

ハ. 監査報告の議会への報告手法は (例月出納検査・定例監査等)

⇒例月出納検査：例月出納検査を実施後、議会へ検査結果を文書で報告。定例会時に議長の「諸般の報告」で報告。

定例監査：定例監査を実施後、議会へ監査結果を文書で報告。定例会時に議長の「諸般の報告」で報告し、代表監査委員から監査結果を報告している。

決算審査：決算審査を実施後、町へ審査結果を文書で報告。決算審査特別委員会において、代表監査委員から審査結果を報告している。

ニ. 監査情報の議会への提供は

⇒監査委員から議会への情報提供は行っていない。

ホ. 監査委員の議会出席要求は (本会議、予算・決算特別委等)

⇒本会議、決算審査特別委員会において出席要求している。

ヘ. 決算審査の議選監査委員の対応は

⇒議会費に係る決算審査の場合も、議選監査委員が監査を実施している。

ト. 監査基準の設定は

⇒現在は設定していない。地方自治法の改正により、監査基準を設定しなくなることから、現在作成に向け検討中。

② . 議選監査委員廃止の経緯

イ. 監査委員・町執行部との協議は

⇒<議会活性化特別委員会の検討経過>

◦H29・6/19：第6回議会活性化特別委員会

→委員から、法定・法定外の執行機関の諮問会議、審議会等の委員の就任について検討すべきとの提案。

◦H29・7/31：第7回議会活性化特別委員会

→法定・法定外の執行機関の諮問会議、新議会等の委員の就任について、継続審査

◦H29・8/28：第8回議会活性化特別委員会

→監査委員については、平成30年度より、議選監査委員を選任しないことができることから、次の改選期(平成31年8月10日～)就任しないことを決定。

◦H29・10/6：関係機関に通知

→議会活性化特別委員会から議長を通じて、町に対し監査委員他5つの委員等について、次任期から就任しない旨を通知。(議選監査委員、表彰審議会委員、町営住宅入居者選考委員会委員、学校給食委員会委員、総合計画審議会委員、社会福祉協議会理事)

⇒<議選監査委員を廃止する主な理由>

(1) 決算特別委員会での制限

決算審査特別委員会は、議選監査委員を除いた議員で構成するため、議選監査委員に就任している議員は、町側に対し質疑・意見を述べるできないことから、意見を町政に反映されにくくなってしまう可能性がある。

(2) 一般質問の制限

議選監査委員は、独自に監査権限が与えられているため、知り得た情報には守秘義務が課せられていることから、「監査委員は一般質問をしない」としている自治体議会もある。仁木町議会では、取り決めはないが、質問を自粛する監査委員もいることから、議員活動が制限されることが懸念されることが好ましくない。

(3) 独立性の強化

監査対象には、議会費も含まれることから、監査委員の独立性が担保されなくなる可能性があり、廃止することにより議会費の適正執行に信憑性が確保される。

⇒<今後の予定>

平成31年第1回定例会において、「仁木町監査委員条例」の改正を行い、議選監査委員を廃止する。

ロ. 廃止後の監査委員選考について

⇒人事権は、町長にあるため、議会は関与しないこととする。

ハ. 廃止条例改正(案)の提案は(議会 or 町長)

⇒議会側から提案する予定。(議会活性化特別委員会による発委)

二. 改正(案)の内容は(条例文面)

⇒内容については、現在精査中である。他市町村の事例を参考にしたい。

③. 議選監査委員制度廃止後の対応

イ. 議会監視(監査)の強化策は

⇒具体的な強化策は、現在検討中である。

ロ. 監査委員との連携

⇒必要性も含め、今後検討していく。

ハ. 外部監査、広域監査について検討は

⇒検討していない。